

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第21号

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成15年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(認定書の交付申請) 第3条の2 <省略> 2 <省略> 3 第1項に規定する申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 精神障害者保健福祉手帳又は精神科の医師の診断書（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第5条第1項に規定する精神障害者で、精神疾患による入院治療が必要と証明するもの。以下「診断書」という。） (2)及び(3) <省略>	(認定書の交付申請) 第3条の2 <省略> 2 <省略> 3 第1項に規定する申請には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 精神障害者保健福祉手帳又は精神科の医師の診断書（精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者で、精神疾患による入院治療が必要と証明するもの。以下「診断書」という。） (2)及び(3) <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。